

令和7年度

いじめ防止基本方針

「いじめをしない」「いじめをさせない」
「いじめを見逃さない」指導をめざして

高山学園
つくば市立香取台小学校

香取台小学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「つくば市いじめ防止基本方針」(以下「市の基本方針」という。),「茨城県いじめの根絶を目指す条例」を参酌し、いじめの防止等をするため、「香取台小学校いじめ防止基本方針(以下「学校の基本方針」という。)を策定いたしました。

今後、この「学校の基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、社会総がかりでいじめの根絶に向けて真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止(法第4条)

「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

(3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ア いじめはどの子供にも起こりうるものであり、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。
- イ 人権フォーラム等を通して、何がいじめなのかを具体的に把握することによって、児童と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
- ウ いじめの未然防止のために、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- オ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該児童に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。

(4) 保護者の責務の周知(茨城県いじめ根絶を目指す条例・第9条)

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの防止等について自ら学とともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう務めるものとする。」の積極的周知を図る。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の4つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ① 未然防止への取組の徹底
- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期解消への取組の徹底
- ④ 対策組織と教職員研修の充実の徹底

①未然防止への取組

学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
 - ・児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- 正しい言葉遣いのできる集団を育てる。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学び合いを保障する。

道徳において

- ・いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

学級活動において

- ・話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

学校行事において

- ・児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

委員会活動において

- ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。(委員会主体のいじめ撲滅集会の企画運営)

家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

②早期発見への取組

複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して、児童に関わることで発見の機会を多くする。
- ・休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。

アンケート等の調査を計画的に行う

- ・「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を定期的に実施する。
- ・アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

教育相談による把握

- ・担任による定期的な面談を実施する。
- ・児童の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。

取組の評価及び検証

学校は、いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果をつくば市教育委員会並びに保護者・地域に報告する。

H29.3.14 国のガイドライン改訂に伴う見直し (いじめの重大事態の調査に関するガイドライン)

③早期解消への取組(いじめ発見から解決までの取り組み)

1 いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者 ⇒ 担任 ⇒ 学年主任 ⇒ 生徒指導主事・特別支援コーディネーター
⇒ 校長・教頭

2 対応チームの編成

校長の命により、教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・
特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・養護教諭等事案に応じて柔軟に編成

3 対応方針決定・役割分担

(1)情報の整理

・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

(2)対応方針

・緊急度の確認（自殺、不登校、暴行などの危険度）
・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

4 事実の究明 ～被害者→周囲の児童→加害者の順で～

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、必要性に応じて、教師が保護者に直接説明する。
- ×いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ×注意、叱責、説教だけで終わること。
- ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 関係機関との連携

- 市教育委員会・教育相談センター
⇒報告と対応方針の相談
- 警察
⇒暴行傷害・恐喝等の事件の発生
- 医療機関
⇒被害者の心身の外傷

5 被害者への対応

- ◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。

5 加害者への対応

- ◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、反省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

5 他の児童への対応

- ◎いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げるとは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向け、話し合わせるなどし、活動を支援する。

5 保護者への対応

- 被害者の保護者
- 家庭訪問を行い事実を正確に伝え、徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。
- 加害者の保護者
- 家庭訪問を行い事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

④対策組織と教職員の研修の充実

いじめ対策委員会の実施

- ・校長，教頭，教務主任，学年主任，生徒指導主事，養護教諭で構成する。
- ・児童指導報告会（週一回木曜日）や生徒指導部会（月一回）、学年会での話し合いをもとに，いじめについての実態，取り組みについて協議する。
- ・緊急の対応が必要な場合は，校長の命により臨時的に開く。

いじめ対策担当の設置と業務

- ・いじめ問題解消支援の教員が担当し，経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，外部機関との連絡調整を行う。
- ・いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・学園で情報交換を定期的に行う。

教職員の意識向上のための校内研修の実施

校内研修を計画的に実施し，いじめ問題への対応について，見識と共通理解を深める。

いじめに関する共通理解事項

いじめとは「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。（いじめ防止対策推進法）

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報，他の教職員から情報に真摯に対応する。
- ・自分が担当する学級，授業等を常にオープンにして，多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

いじめの認知は，いじめの解消に向けた第一歩

認知件数が多いことは悪いことではなく，いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え，件数が多い少ないではなく，認知した事案を，どれだけ，どのように解決したかが大切

《いじめと犯罪の関係についての認識》

いじめは，当事者間の状況によっては，司法機関と連携し，犯罪（暴行，傷害，脅迫，恐喝，侮辱，名誉棄損罪）として対応する場合もある。

《いじめの正確な認知の推進》

学校は，いじめの認知の判断基準について，「継続性や集団性」等の要素により限定して解釈することがないように，法のいじめの定義を正確に理解して判断する。また，保護者・地域住民にも積極的に正確な情報を発信する。

※認知件数が0の場合，その事実を児童や保護者に公表し，認知漏れがないか確認する。

H30,3,16 いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告

（総務省勧告：勧告先 文部科学省・法務省）

2 重大事態とその対応について

(1) 重大事態について ※法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義される。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。〈法第 28 条第 1 項第 1 号〉（「生命心身財産重大事態」という）
- ・ いじめにより当該学年に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。〈法第 28 条第 1 項第 2 号〉（「不登校重大事態」という）

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。〈基本方針 P32, ガイドライン P4〉

(2) 重大事態への対応

① 法等における流れ

発生報告【法第 30 条第 1 項】



- ・ 重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。

調査【法第 28 条第 1 項】



- ・ 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

情報提供【法第 28 条第 2 項】



- ・ 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

調査結果報告【基本方針 p 39】【ガイドライン p 12】



- ・ 調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
- ・ 希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

再調査【法第 30 条第 2 項】



- ・ 報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。

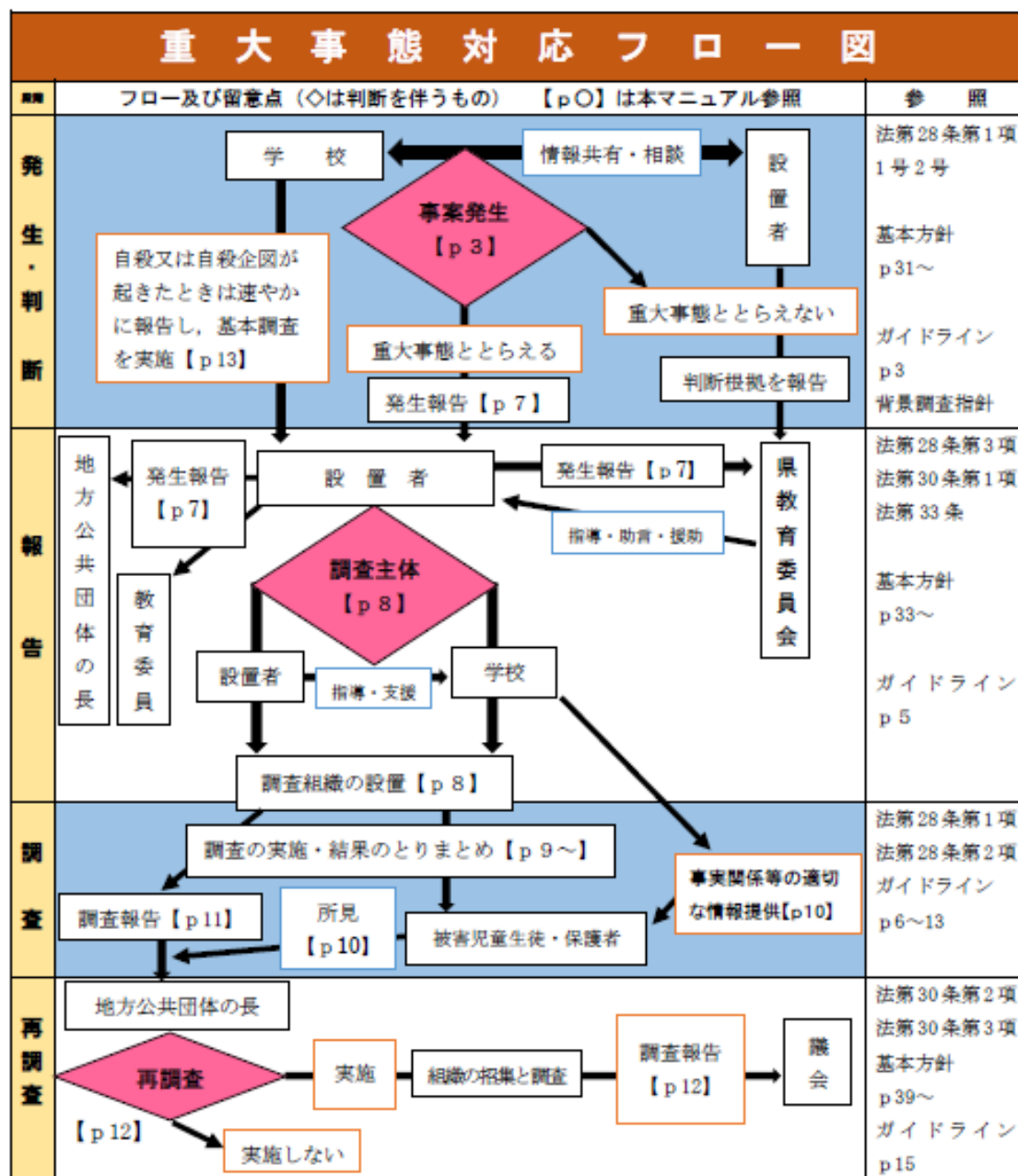
再調査報告【法第 30 条第 3 項】

- ・ 地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

また、県教育委員会と市町村教育委員会の連携については、法では次のように定められています。

第 33 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

②フロー図



※ 市町村教育委員会から県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階においても適時行うものとする。

3 いじめ対策年間計画（生徒指導年間計画）

月	教職員の活動			児童の活動		
	生徒指導部会	校内研修	教育相談等	学級活動	委員会活動	その他
4	○全体計画検討 ○役割分担の明確化 ○「学校いじめ防止基本方針」の更新	○いじめに対する共通理解（予防的対応について） ○生徒指導トラブル対応フローチャートの共通理解 ○配慮を要する児童名簿作成と共有	○いじめアンケート実施 ○保護者との面談	○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり		
5	○いじめ対策委員会の実施		○いじめアンケート実施	○話し合い①「学級の諸問題について」ルールメイキング	○組織目標を踏まえた活動計画の作成	
6	○いじめ対策委員会の実施		○いじめアンケート実施	○いじめについての話し合い	○いじめ撲滅集会	
7	○いじめ対策委員会の実施 ○生徒指導の振り返り	○二者面談について ○LGBTQについて ○配慮を要する児童の見直し	○いじめアンケート実施 ○保護者との面談	○学習者用端末の使い方について		○SNSの使い方について
8	○夏季休業明けの生徒指導対応について	○i check の分析				
9	○いじめ対策委員会の実施	○夏休み明け気になる児童の共通理解	○いじめアンケート実施 ○1学期相談内容のまとめ	○話し合い②「よりよい学級に向けて」ルールの見直し		○OSOS の出し方教育
10	○学校評価を受けての対策の点検 ○いじめ対策委員会の実施		○いじめアンケート実施	○ソーシャルスキルトレーニング ○行事を通じた人間関係づくり	○反省と次回に向けての計画修正	○薬物乱用防止（非行防止）教育
11	○いじめ対策委員会の実施		○いじめアンケート実施	○人権教室		
12	○いじめ対策委員会の実施		○いじめアンケート実施		○人権集会	○生命の安全教育
1	○いじめ対策委員会の実施	○冬休み明け気になる児童の共通理解	○いじめアンケート実施	○話し合い②「よりよい学級に向けて」		
2	○いじめ対策委員会の実施 ○次年度に向けた「生徒指導の課題と対策」の検討		○いじめアンケート実施			
3	○評価と次年度計画のまとめ ○学校いじめ防止基本方針の見直しと改善	○評価と次年度の課題	○いじめアンケート実施 ○相談内容のまとめ	○話し合いの振り返り	○反省と次年度計画	○評価と次年度計画

4 香取台小学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部員、養護教諭、事案に関わる担当職員、(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること
- イ いじめの未然防止や早期発見に関すること
- ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること
- エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること
- オ いじめの相談窓口として相談を受けること
- カ 教職員研修の企画、立案に関すること
- キ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること

(5) 委員会は校長が招集する。

(6) 委員会は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」とし招集する。

(7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

5 虐待(虐待の疑い)の発見について

(1) 虐待は、発見されにくいもの

虐待を受けた子どもが、自分から虐待を受けたことを訴えるのは希です。

虐待を受けていても、子どもにとって親の存在はかけがえのない存在であるため、事実を否認したり、親をかばったり、自分が悪かったせいだと思ったり、虐待を受けている認識を持ってないでいる子どもも少なくありません。

一旦は認めても後から事実を取り消す子どももいて、家庭という「密室」で行われる虐待の発見は難しいものです。

しかし、虐待を受けている子どもは、何らかの SOS のサインを出していることが多いため、普段から子どもと接する機会の多い教職員や保育従事者には、「虐待を疑う視点を持つ」ことが重要で、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」と、まずは疑ってみることから、虐待の発見は始まるのです。

(2) 学校及び教職員の早期発見義務と重要性

児童虐待防止に関する関係機関の中で、学校や教職員は、学齢期児童生徒に対して網羅的に目配りができ、その日常的な変化に敏感に反応して、虐待を発見しやすく、さらに子ども・保護者との信頼関係を生かした援助を提供しやすい状況にあることなどから、法律による早期発見義務が課せられています。

児童虐待防止法第5条（児童虐待の早期発見等）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

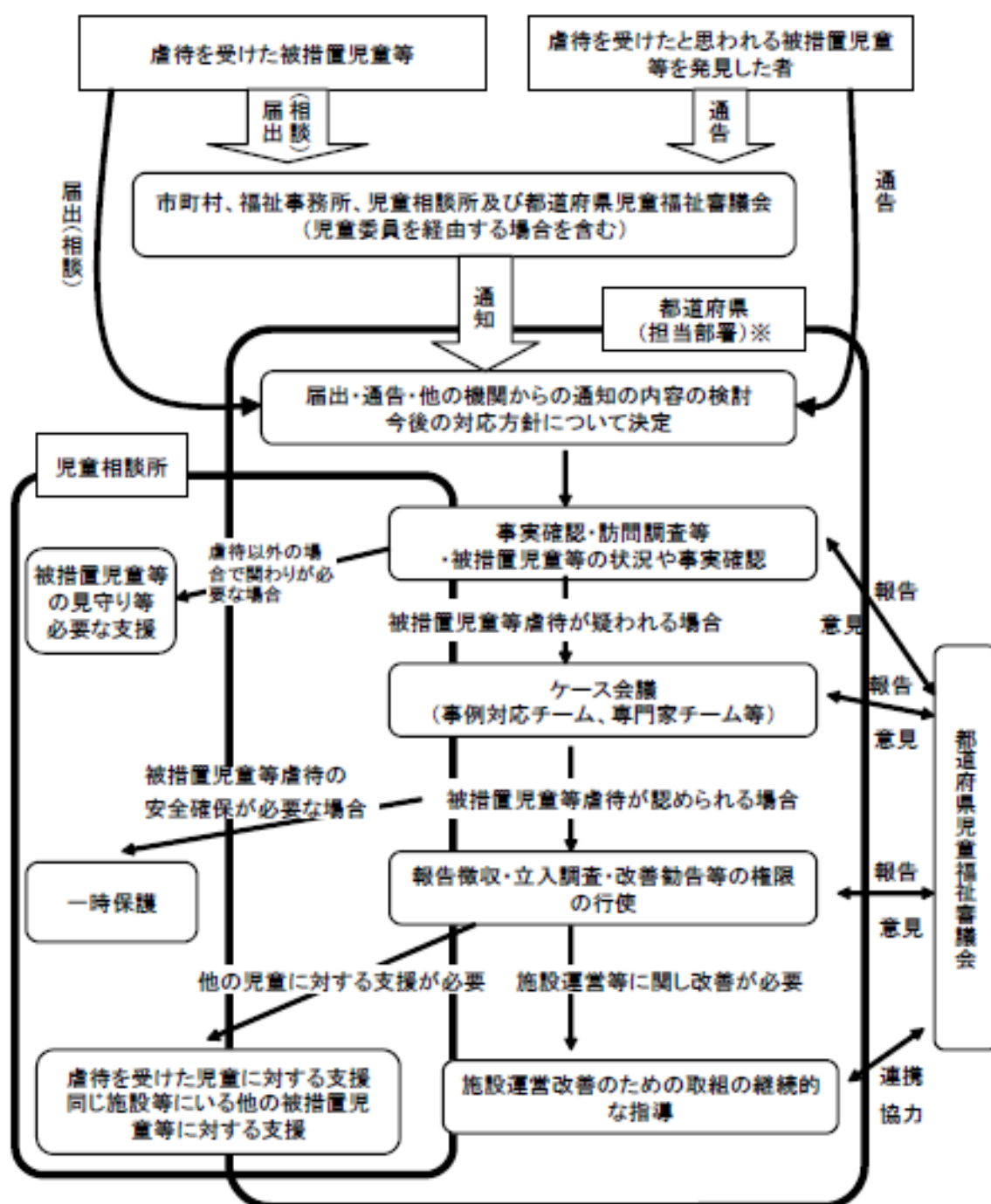
学校のアドバンテージ

- ① 全国に約4万校、然るべきトレーニングを受けた教員約百万人と、児童福祉施設・保健医療機関・警察関係機関と比べても、その量的・人的規模が圧倒的に大きい
- ② 学校は、子どもが一日の大部分を過ごす場所であり、日常的に長時間接している教職員は、子ども達の変化に気づきやすい。
- ③ 学校の教員は、1人で対応する必要はなく、養護教諭、生徒指導主事、学年主任、教頭、校長、スクールカウンセラー等の異なる知識・経験・能力をもった職員集団がいて、困ったことがあれば、複数で「チーム」となって、問題解決に当たることができる。
- ④ 「子どもの教育を担っている」という大義名分があるため、教育という観点から、家庭や保護者に対して働きかけをすることができる。

(3) 虐待を見逃さないポイント 虐待のサインとしての問題行動

非行や不登校、暴力など、虐待を受けた子どもは、様々な問題行動を起こします。表面に現れた問題行動のみに着目して処理するのではなく、その背景に虐待があるかもしれないという視点をもつことにより、見逃されていた虐待の発見につながるのです。

(4) 被措置児童虐待対応の流れ(イメージ)



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

「被措置児童等虐待対応ガイドライン～都道府県・児童相談所設置市向け～」

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課
厚生労働省 社会・援護局 障害福祉部障害福祉課 より